

企業参入コーディネーター業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

佐賀県において、将来、担い手の確保が見込めないまとまった農地を企業参入向けに情報発信し、新たな担い手として、経営力のある企業や農業法人等による農業参入・規模拡大を行うため、参入を希望する企業等に向けた農地見学イベント「Open Farmland」を開催。その後、企業との連絡調整を実施することで、円滑なマッチングを進め、農業参入につなげることを目的とする。

2. 委託業務の内容

別添 業務委託仕様書のとおり

3. 参加要件（参加資格）

プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものとする。なお、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 実施スケジュール

- (1) 県ホームページでの公募開始 令和7年3月11日（火）
- (2) 説明会 実施しない
- (3) 仕様書等に対する質問書提出期限 令和7年3月18日（火）12時まで
- (4) 参加資格確認申請書提出期限 令和7年3月24日（月）17時まで
- (5) 提案書等提出期限 令和7年4月14日（月）17時まで
- (6) 書面審査 令和7年4月22日（火）予定
- (7) 審査結果通知 令和7年4月25日（金）予定

5. プロポーザルの実施

(1) 提案書の募集方法

県ホームページ内にプロポーザルを実施する旨の案内を令和7年3月11日（火）から同3月24日（月）まで掲載する。

(2) プロポーザルの参加申込における提出書類

- ①参加資格確認申請書（様式第2号）
- ②誓約書（様式第3号）※①の添付書類
- ③会社概要（パンフレットで可）

提出方法：直接持込又は、郵送（必着）

(3) 提案における提出書類

- ①提案書送付表紙（様式第4号）
- ②提案書（企業参入コーディネーターの企画書を作成。任意様式）

お手持ちの素材やテキストを入力して作成をお願いします。必要に応じて、著作権（著作権法第21条～第28条に定める全ての権利を含む）処理を行ってください。

③提案資料（任意様式）

- ・実施スケジュール案
- ・業務実施体制
- ・業務の実施方針及び手法
- ・業務実績書
- ・見積書（業務内容ごとの積算内訳を明示したもの）

提出方法：直接持込又は、郵送（必着）

6. 審査方法

- (1) 参加者から提出された提案書の審査に当たっては、複数の審査員により書面審査を行う。
※プレゼンテーションは実施しない。
- (2) 審査基準は、企業参入コーディネーター業務委託プロポーザル審査要領 別表「評価基準」とする。

7. 審査結果の発表

審査結果については、全ての提案者に通知する。

8. 費用負担

提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

9. その他

- (1) 提案書は返却しない。
 - (2) 提案書は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
 - (3) 提案が採用された団体については、県と協議のうえ、委託契約を締結するものとする。
 - (4) プロポーザルについての問い合わせは、FAX 又はメールで受け付ける。(様式第1号)
- なお、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

10. 書類提出先及び連絡先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県農林水産部農業経営課農地利活用担当 片渕

TEL 0952-25-7422

FAX 0952-25-7272

E-mail nouchirikatsuyou@pref.saga.lg.jp